

違法性の判断基準について

憲法25条

- 1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2項 国は、…社会福祉…の向上及び増進に努めなければならない。

生活保護法8条

- 1項 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし…て行うものとする。

国の主張

何が「健康で文化的な最低限度の生活」であるかは、厚生労働大臣の合目的裁量に委ねられている（≒自由にとどのように決めてもよい）

原告の主張

大臣の裁量は生活保護法8条と関連規定による委任によって条件づけられた範囲に限定される

条件1 いったん具体化された給付水準を引き下げるには合理的理由を説明しなければならない（事実上の立証責任の転換）

- 社会権規約11条1項「締約国は、…相当な生活水準についての…不断の改善についてのすべての者の権利を認める。」
- 生活保護法8条2項「前項の基準は、…最低限度の生活の需要を満たすに十分なもの…でなければならない。」

違反

史上最大の引き下げにもかかわらず、計算過程のデータは廃棄した、など合理的理由を説明せず再検証不能

条件2 法定考慮事項を考慮しなければならず、不可考慮事項を考慮してはならない

- 生活保護法8条9条は、要保護者の年齢、世帯構成、所在地域、健康状態等の事情を考慮して、「生活上の需要（ニーズ）」を確実に満たす基準を設定するよう義務付けている。
一方、生活外要素（国家財政、国民感情など）の考慮は否定。

違反

10%削減の結論が先にありきで国家財政、一部の国民感情、与党の選挙公約を考慮し、要保護者の生活上の需要を満たすかどうかは考慮せず。

条件3 専門家による審議会の意見に基づかなければならない

- 「保護の基準は飽くまで合理的な基礎資料によって算定さるべく、…合理的な基礎資料は社会保障制度審議会の…調査研究の完了によって得られるべきことを説明し、かつ、社会事業審議会に部会を設け実際の運用に当たりその趣旨を生かすことを言明して了解を得た」（厚生省保護課長小山進次郎「生活保護法の解釈と運用」168頁）

違反

基準部会に無断で、その数値を2分の1にしたりデフレを考慮するなどしている。

平成25年の基準改定は、条件1・2・3にすべて違反しており違法

= 老齢加算廃止に関する最高裁平成24年4月2日判決の基準からも違法

「判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否かの観点から、統計等の客観的数値との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無について審査されるべき」